

## 令和3年安中市教育委員会 3月期定例会 会議録

日時 令和3年3月26日（金） 午後2時から午後3時45分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

### 【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卯

委員 湯本 見千子

委員 佐藤 和子

### 【事務局】

教育長 竹内 徹

教育部長 高橋 信秀

総務課長 戸塚 政明

学校教育課長 磯貝 博昭

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 齊藤 勝彦

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。

本日は、年度末を控えてご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

◇ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それでは、ただいまから、令和3年安中市教育委員会 3月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願ひします。

◇ 総務課長

総務課長の戸塚です。前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◇ 竹内教育長

何かご意見やご質問等はありますか。

\* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願ひいたします。

\* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第2号、第3号」及び「議案第22号」は、教職員の人事や個人情報が含まれる案件です。したがって、これらの議事は、非公開とすることが適当であると思われます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第2号、第3号」及び「議案第22号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をしたいと思います。加えて審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。いかがですか。

\* 委員から異議等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「報告第2号、第3号」及び「議案第22号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をしたいと思います。加えて審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。

それでは、報告、承認の案件に入ります。

報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

\* 報告第1号を読み上げ、課長級以上の管理職を中心に、人事異動の内容を説明した後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

ご質疑等無いようですので、報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

拳手全員です。

よって、報告第1号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第8号 安中市教育委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

\* 議案第8号を読み上げた後、

新年度から市役所の機構の改編が行われ、秘書課から独立して「職員課」が設けられます。これを受け、この訓令に関して所要の改正を行うものです。

\* 会議資料の新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この訓令の一部改正の施行日は、本年4月1日からといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第8号 安中市教育委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第8号 安中市教育委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の拳手を求めます。

\* 拳手全員

◇ 竹内教育長

拳手全員です。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

\* 議案第9号を読み上げた後、

先ほどご議決をいただいた訓令の一部改正と同じ理由により、この規則に関しても所要の改正を行うものです。

\* 会議資料の新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この規則の一部改正の施行日は、本年4月1日からといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第9号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第9号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。それでは説明いたします。

\* 議案第10号を読み上げ、補足をしながら新旧対照表で改正箇所を説明した後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 10 号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第 10 号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 11 号 安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

文化財保護課長の齊藤です。それでは説明いたします。

\* 議案第 11 号を読み上げ、補助対象団体、補助対象事業、補助対象経費、補助金の交付回数の制限、補助金の額、補助対象事業の募集、応募された事業に係る審査等を中心に、補足をしながら資料に沿って説明をした後、

この告示の施行日は、本年 4 月 1 日からといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 11 号 安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 佐藤委員

本日の議案第 20 号にある社会教育関係団体として認定された団体からこの補助金の事業計画書が提出されるということも考えられますか。

◇ 文化財保護課長

社会教育関係団体として認定された団体が、この要綱の第3条に該当する団体であることが必要です。第3条第6号では「補助金の交付を受けようとする日の属する年度内に、この告示による補助金及び本市の他の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと」と規定しているので、この辺は特にご留意いただく必要があるかと思っています。

◆ 金井委員

担当課としては、具体的な事業計画書の提出を想定されていますか。

◇ 文化財保護課長

令和3年度当初予算の段階では、5件程度の補助金交付を見込んでいます。

◇ 竹内教育長

他にはよろしいですか。それでは、議案第11号 安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 安中市社会教育指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

生涯学習課長の萩原です。それでは説明いたします。

\* 議案第12号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げた後、

【社会教育指導員】

- ・ 三浦 一彦
- ・ 品田 弘道
- ・ 樋山 美津子

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第12号 安中市社会教育指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第12号 安中市社会教育指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 安中市青少年指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

\* 議案第13号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げた後、  
【青少年指導員】

- ・ 萩原 孝志

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第13号 安中市青少年指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第13号 安中市青少年指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 安中市公民館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

\* 議案第 14 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げた後、

【公民館長】

- ・ 安中 須藤 朗
- ・ 原市 竹内 克美
- ・ 磯部 大塚 清隆
- ・ 東横野 萩原 由子
- ・ 岩野谷 小板橋 利明
- ・ 板鼻 田中 秀雄
- ・ 秋間 須藤 和俊
- ・ 後閑 佐俣 信之
- ・ 松井田 飯沼 良夫

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 14 号 安中市公民館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第 14 号 安中市公民館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 15 号 安中市生涯学習指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

\* 議案第 15 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げた後、

**【生涯学習指導員】**

- ・ 松井田・新堀 吉田 富子
- ・ 白井 猿谷 登紀江
- ・ 坂本・入牧 佐藤 秀子
- ・ 西横野 櫻井 和江
- ・ 九十九 神戸 友子
- ・ 細野 萩原 百恵

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 15 号 安中市生涯学習指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第 15 号 安中市生涯学習指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 16 号 安中市文化センター所長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

\* 議案第 16 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げた後、

**【文化センター所長】**

- ・ 竹田 清孝

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 16 号 安中市文化センター所長の任命について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第 16 号 安中市文化センター所長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 17 号 安中市松井田文化会館館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

\* 議案第 17 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げた後、

【松井田文化会館館長】

・ 飯沼 良夫

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 17 号 安中市松井田文化会館館長の任命について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第 17 号 安中市松井田文化会館館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

拳手全員です。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 安中市図書館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

\* 議案第18号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げた後、

【図書館長】

- ・ 安中 竹田 清孝
- ・ 松井田 飯沼 良夫

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第18号 安中市図書館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第18号 安中市図書館長の任命について、賛成される委員の拳手を求めます。

\* 拳手全員

◇ 竹内教育長

拳手全員です。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 安中市集会所運営委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。第3次安中市男女共同参画計画に基づき、あらたに女性の委員2名を追加で委嘱するものです。

\* 議案第19号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げた後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 19 号 安中市集会所運営委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第 19 号 安中市集会所運営委員の委嘱について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 20 号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

\* 議案第 20 号を読み上げた後、

資料の次ページ以降をご覧ください。このたびは、安中市社会教育関係団体の認定期間の更新時期となります。認定申請件数は、全部で 124 件です。事前審査の結果、すべて認定基準に適合すると認められるので、認定の決定をしたいと考えています。前回の更新時期においては 134 件の認定を行っています。今回は、前回に比べると、申請件数が 10 件減っています。今回の認定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 20 号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

よろしいですか。それでは、議案第 20 号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 21 号 「後閑家文書」の安中市指定重要文化財の指定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

それでは説明いたします。

\* 「議案第 21 号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。本件に関して、令和 3 年 2 月 24 日付けで安中市文化財調査委員会に諮問をし、安中市指定重要文化財として指定するにふさわしいと認める、という答申をいただきました。

\* 補足しながら会議資料に沿って説明した後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 21 号 「後閑家文書」の安中市指定重要文化財の指定について、質疑がありましたら、お願いします。

碓氷関所と後閑家の関わりを説明してもらえますか。

◇ 文化財保護課長

碓氷関所の関所番を務めたのが定附同心 7 家で、後閑家はその一つでした。

◇ 竹内教育長

安中市文化財調査委員会からは「このような文書が紛失しておらず良かった」というご意見をいただきました。歴史的に貴重な文書であるそうです。

◆ 金井委員

議案書の中に「史料は安中市教育委員会（文化財保護課）に寄託」とあります。「寄託」とい

うのは、どのような状況なのですか。

◇ 文化財保護課長

寄託というのは、物件の所有権は元の所有者にある状態であり、文化財保護課では、お預かりをして管理させていただくということです。寄贈となれば、所有権がこちらに移転されるということになります。

◆ 中島委員

現状ではこの文書の現物を直接見ることはできないのですか。

◇ 文化財保護課長

かなり古いもので、保存状態の面からも、現状ではこの文書の現物を直接見ていただくことはできません。平成11年に、群馬県立文書館がこの後閑家文書をマイクロ写真フィルムに収めています。このフィルムを活用して将来的に一般公開をしていければ、と考えています。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第21号 「後閑家文書」の安中市指定重要文化財の指定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

それでは先ほど決定したとおり、これから議事は非公開とします。審議に関係する職員以外の職員はここで一旦退室をしてください。

\* 指示された職員が退室した。

**非公開議事**

= 報告第2号 県費負担教職員の指導措置について =

= 報告第3号 令和2年度末県費負担教職員人事の内申について =

= 議案第22号 令和3年度準要保護児童生徒の認定【追加】について =

\* 退室していた職員が入室した。

◇ 竹内教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局からお願ひします。

- \* 教育部長が、令和3年第1回安中市議会定例会での教育委員会に関する内容について、説明を行った。
- \* 総務課長が、令和3年度教育委員会定例会 年間予定に関する一部変更について、説明を行った。
- \* 学校教育課長が、松井田地区小中学校の統合に関する松井田地区保護者あてのお知らせについて、説明を行った。
- \* 生涯学習課長が、安中市学生等応援給付金給付事業の実績報告を行った。
- \* 文化財保護課長が、人事異動に伴って挨拶を行った。
- \* スポーツ課長が、第47回安政遠足の実施に係る現状の経過について、説明を行った。

◇ 竹内教育長

それでは以上で、令和3年安中市教育委員会 3月期定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

- \* 総務課長が、4月期定例会の周知を行った。

【令和3年4月期定例会】

- ・ 日時 4月28日（水） 午後2時から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。